

## 7-11 外来魚

琵琶湖には10種以上の外来魚が生息していますが、特にオオクチバスとブルーギルは激増して深刻な被害を及ぼしている外来魚の代表格です。これらの外来魚の生息量を減らすため、漁業者による漁獲や釣り人からの回収、電気ショックボートの操業などの取組が行われています。

### 1. いろいろな外来魚

琵琶湖で「外来魚」というとブラックバスとブルーギルが連想されがちですが、滋賀県に生息する80種以上の魚のうち、10種以上が国内外のどこからか連れて来られた外来種の魚、つまり外来魚です。

今では漁獲対象となったワカサギも琵琶湖にとっては外来魚で、こうした国内起源の外来魚は「国内外来魚」と呼ばれます。国や京都府では絶滅危惧種のおヤナミは、滋賀県でも見つかるようになりましたが、もともと分布していない国内外来魚となり、県条例によって野外への放出を禁止する「指定外来種」に指定されています。

ブラックバスやブルーギルが外来魚として注目を集めるのは、琵琶湖で著しく増加して在来魚やエビなどへの深刻な被害を及ぼすようになったため、長年にわたり積極的に数を減らす取組がなされています。このように、外来種への対応は、「同じ外来種だから」と一括りにせず、状況に応じて是々非々で対応する必要があり、「外来」であることに基づく差別や民族問題とは異なります。

### 2. 滋賀県の外来魚対策

ブラックバスの一種オオクチバスは、琵琶湖では1974年に初確認され、1980年代後半に増加のピークに達しました。これを境に沿岸性の魚類の多くが減少し、以後まったく姿を確認できない魚もいます。1990年代になると餌不足のためかオオクチバスは減少し始め、置き換わるようにブルーギルが南湖を中心に爆発的に増加しました。

県では1984年に始まった漁業者による外来魚駆除事業を1999年から強化し、2003年には釣り人に琵琶湖で釣った外来魚のリリース（再放流）を禁止する「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する



写真7-11-1

滋賀県の指定外来種オヤナミは国の絶滅危惧種でもある。



写真7-11-2

琵琶湖に潜ると、オオクチバス（上）とブルーギル（下）に取り囲まれることもある。

る条例」を施行し、2006年に範囲を県全域に拡げました。

オオクチバスとブルーギルの年間駆除量は1999年から増加し、400～500 tを維持した後、推定生息量の減少を反映して徐々に減ってきていましたが、2013年に天候不順など悪条件が重なって駆除量が急減した直後、一旦増えてから横ばい状態が続いています。また、2012年には新たに電気ショックボートが導入され、大型になるオオクチバスを特に狙った捕獲が、南湖を中心に始まりました。外来魚駆除を実験的に継続していた内湖へも導入したところ、オオクチバスを大幅に減少させることができ、在来魚の回復傾向も見られます。

こうした対策の一方で、琵琶湖のオオクチバスの集団に大型化する亜種フロリダバスの遺伝子が1990年代に大規模に浸透していたことが判明し、河川への進出が憂慮されるコクチバスも2007年以降、3箇所のだま貯水池で定着が確認されました。また、2011年にはチャンネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）も、瀬田川だけでなく湖内でも当歳魚が捕獲され、繁殖が懸念されています。

### 3. 受益者として、原因者として

外来魚問題に揺れる滋賀県・琵琶湖で新たな放流が続く背景には、「密放流は法令違反だが、いる魚を釣ることは自由」という「入れた者勝ち」の構図があります。外来魚のリリース禁止の取り決めは、「積極的に駆除を進めている水域で、手にした駆除対象の魚をみすみす逃がさないでほしい」という、釣り人に対する常識的な期待として、せめてもの受益者負担を求めたものです。命を奪う対応には心が痛みますが、同様の対応は「有害鳥獣」とされる増えすぎた在来種のシカやカワウの管理でもなされています。人間の営為を原因としながら相手の命を奪う不条理さには後ろめたさを感じながらも、外来種を連れてきてしまった原因者としての責任を果たすことが求められています。

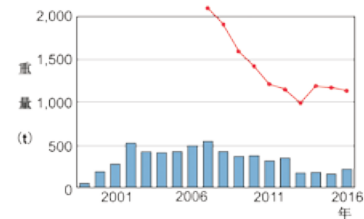


図7-11-1

オオクチバスとブルーギル（2種合計）の年間駆除量（棒）と推定生息量（折れ線）  
（データ：滋賀県水産課）



写真7-11-3

琵琶湖への侵入・定着が懸念されるコクチバス（上）とチャンネルキャットフィッシュ（下）